

# 公立大学法人横浜市立大学キャリア形成支援委員会規程

制 定 平成 25 年 4 月 1 日 規程第 197 号  
最近改正 令和 2 年 4 月 1 日 規程第 58 号

## （設置）

第 1 条 公立大学法人横浜市立大学学生のキャリア形成支援に関する必要な事項を審議するため、キャリア形成支援委員会（以下「委員会」という）を置く。

## （所掌事項）

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学部学生及び大学院生のキャリア教育に関すること。
- (2) 学部学生及び大学院生のキャリア形成及び進路支援に関する全学の取り組みの推進に関すること。
- (3) キャリア教育に係る全学の教員、職員及び医療従事者（医療技術職及び看護職をいう）に対するキャリア支援力向上を目的とした研修に関すること。
- (4) キャリア支援センターの運営に関すること。

## （組織）

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名した者 1 名
- (2) 国際総合科学群の教員 5 名
- (3) 医学群の教員 2 名
- (4) 学務・教務部長
- (5) 教育推進課長
- (6) 医学教育推進課長
- (7) 学生支援課長
- (8) その他委員長が必要と認めた者

## （任期）

第 4 条 前条第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 8 号に定める委員の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## （委員長及び副委員長）

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、第 3 条 1 号で指名された者が務める。
- 3 委員長は、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

## （会議の招集等）

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という）は、必要に応じて、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 会議の進行は、委員長が行う。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認める場合は、関係者を会議に出席させることができる。  
(ワーキンググループ)

第7条 委員長は、必要があると認める場合は、委員会に専門的事項を検討し、又は実施するため、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 委員長は、必要があると認める場合は、ワーキンググループに委員以外の者を加えることができる。  
(庶務)

第8条 委員会の庶務は、学生支援課、教育推進課及び医学教育推進課において行う。  
(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

(施行期日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。